

『下請代金法による運用 518社に改善指導—中企庁』

中小企業庁は、公正取引委員会と協力し、**下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の厳正な運用に向けた平成25年度上半期（4月～9月）の各施策の実施状況等**を取りまとめ発表した。概要は以下の通り。（1）約24万社に対し書面調査を行い、違反のおそれのある親事業者に立入検査等を実施、518社1,360件の違反行為について、書面による改善指導等を行い、減額した下請代金等の合計約3億2,787万円の返還等を親事業者に指導（2）全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、相談受付2,449件（前年同期比約4%増）、弁護士による無料相談の受付325件（同約2%増）及び裁判外紛争解決手続（ADR）の調停申立17件（同増減なし）を受理（3）下請代金法の違反の未然防止のため、下請取引改善講習会（全19回計1,703名参加）を開催（4）平成24年度までに15業種の下請ガイドラインを策定（5）今後の取組として、書面調査に未回答の親事業者や改善指導を2回以上受けている親事業者の役員等に対する特別事情聴取等を実施する。また、下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー、各種講習会を集中的に開催するとともに、下請取引の適正化等に係る親事業者や業界団体に対する要請文書を発出する。

『円滑かつ適正な転嫁を要請 消費税率上げで経産省など』

経済産業省と公正取引委員会は、平成26年4月および平成27年10月に2段階で実施される消費税率引き上げに備えて15日、親事業者と大規模小売業者に対し消費税を円滑かつ適正に転嫁するよう要請する文書を出した。文書を出した対象は合計19万9,133事業者。文書は、消費税の転嫁を拒否する等の行為は、先の通常国会で成立した消費税転嫁対策特別措置法で禁止されているとして同法の順守を要請。また、（1）商品・役務の対価の減額（2）商品購入・役務利用の強制（3）税抜き価格での交渉拒否—など転嫁拒否等の行為について説明した上で、政府として違反行為の監視・取り締まりを厳正に行っていくと強調、事業者に対し理解・徹底を求めた。公取委は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、特定事業者に勧告し、その旨を公表する。また、消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談を受け付ける政府共通の窓口として、内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設けるとともに、公取委や中小企業庁の他、各省庁も事業者からの相談を受け付ける。加えて書面調査を行うなど、積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについて情報収集を行っていく。

